

根室市不妊治療助成事業について

令和4年4月より、不妊治療に公的医療保険が適用されております。保険適用化に伴い、北海道特定不妊治療費助成は終了しておりますが、市では、令和4年度以降に保険適用となった不妊治療を受けられた方に対し、交通費及び宿泊費等を引き続き助成します。

対象となる治療・助成対象者

- 保険適用となった体外受精及び顕微授精による不妊治療
- 不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）

次の1～3の全ての要件に該当する方

- 1 不妊治療が終了した時点で夫婦のいずれかが根室市に住民登録がある者
- 2 保険適用となった不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた方（男性不妊治療含む。）
- 3 同一の不妊治療に対して、他の市町村から同様の助成を受けていない方

助成金額及び対象経費

採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までの1回の治療につき、次の費用のうち1及び2を合算して5万円を上限に助成します。

※3は医療機関受診等証明書記載の実費を助成します

- ①交通費（バス・鉄道・飛行機・自家用車）
- ②宿泊費
- ③特定不妊治療を受けていることを証明する証明書の発行に係る文書料

※「治療終了日」とは、妊娠の確認の日（妊娠の有無は問いません。）または医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日です。「1回の治療」は主治医の受診証明書に基づきます。

申請に必要なもの

- ①根室市特定不妊治療医療機関受診等証明書（様式第2号）
 - ②治療日の確認ができる領収書及び明細書等
 - ③交通費、宿泊費に係る領収書
- ※自家用車の場合の交通費は、市が定める燃料単価にて算定されますので、ガソリン代の領収書は不要です。
- ④通帳（振込先の確認のため）
 - ⑤印鑑（シャチハタ不可）
 - ⑥根室市不妊治療助成事業補助金交付申請書

申請先・お問い合わせ先



根室市こども家庭センター



健康福祉部こども支援課（窓口7番）

電話：0153-23-6111（内線2122・2123）